

for immediate release

11 December 2001

報道各位

CONTACT: 大林ミカ、朝野賢司

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

東京都新宿区四谷 1-21-4F phone: +03-5366-1186

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会
「新市場拡大措置検討小委員会報告書（案）」に対する意見（要約）

「自然エネルギー促進法」推進ネットワークでは、昨日パブリックコメントが締め切られた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会「新市場拡大措置検討小委員会報告書（案）」に対し、意見及び提案書を送付しました。以下に、意見書の要約版をつけましたので、ご査収ください。

なお、意見書全文は、GEN ホームページ<<http://www.jca.apc.org/~gen/>>にてご覧になることができます。

「新市場拡大措置検討小委員会報告書（案）」に対する意見要約
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

意見の概要：「RPS ありき」で報告書が組み立てられており、しかも検討内容が杜撰で拙速である。

制度の比較検討が杜撰：

RPS、競争入札、固定優遇価格制という各種制度の比較において、その得失の比較が杜撰であり、かつバイアスがかかっている。

歴史的事実を無視している：

そもそも固定優遇価格制度で欧州の風車の 95%を占めていること。同制度を採用しているドイツ、デンマーク、スペインの 3 カ国で 8 割を占め、欧州の風力発電の牽引車となっている歴史的事実を無視している。

廃棄物の適格性：

廃棄物の適格性が全く議論されていない。廃棄物発電は普及拡大の対象とすべきではない。特に廃油・廃プラの焼却による二酸化炭素の排出は近年急速に伸びており（1998 年：13 百万トン→1999 年：24 百万トン。1999 年度実績で前年比 86.3%の伸び）、日本の二酸化炭素排出の 1.9%を占めている。

証書の価値は何か：

小委案の制度では、廃プラ発電すら「適格」となるが、その場合、証書の「価値」は何か。二酸化炭素排出削減の価値＝環境貢献度は含まれないはずである。これは、排出量取引など特定の制度の導入を想定しているのではなく、小委案に普遍的な意味での証書の価値に関する考察がないことを指摘している。

市場として有効に機能するか：

日本の自然エネルギー市場の「薄さ」、独占的な電力市場を考えると、市場として機能する要件を満たさない。

事業の安定性の視点：

自然エネルギー事業の安定性の視点が欠けており、全体として自然エネルギーを促進させるスキームになっていない。

制度の移行期をどうするか：

すでに、電力会社が来年の競争入札を回避、あるいは縮小する動きがでている。制度の移行期の手当をどうするのか。

小規模・地域分散型の自然エネルギーの保護：

RPSのもとでは、小規模・地域分散型の自然エネルギーは普及しない。これにどう対応するか。

需要家の費用負担と電源開発促進税：

需要家の費用負担が増大するが、その前に、電源開発促進税の見直しが優先されるべきではないか。

新エネルギー部会報告との整合性がない：

政府は、太陽光、風力などエネルギー源毎に目標値を定め地球温暖化防止のために、838万kl分導入することとしているが、小委の提案するRPS制度の下では、産業廃棄物を含む新エネルギー源全体の目標が一括して示され、それに向かってエネルギー同士を競争させる仕組みとなってしまうので、政府が定めたそれぞれの目標値まで各エネルギーが進む可能性が低い。

今までの実績を見ても、固定価格買い取り制度が最も確実な方法であり、初期一定期間の固定価格買い取り制を導入し、RPSへの移行可能性を考慮すべきであることは明らかである。その際、自然エネルギーのプレミアム部分を分離した補助スキームを導入し、入札制度を応用した価格低下システムの採用などの方法も考えられるだろう。さらに一定期間経過後に新たな制度導入可能性を検討する。

期間としては5年後あるいは2010年あたりを目途として、これを政治公約とすることにより、既得権益化を避けるべきである。

また、いずれの制度であっても地域・市民の進める小規模事業者への配慮、需要家の参加(グリーン電力プログラムなど)との調和は、常に慎重に配慮されるべきである。

以上